

地下水保全顕彰制度 実施要綱

公益財団法人 くまもと地下水財団

地下水保全顕彰制度 実施要綱

(目的)

第1条 熊本地域の企業・団体の地下水保全の具体的活動や功績等について認定並びに顕彰し、諸活動を称賛することで地下水保全の機運を高めるとともに、企業・団体にとっても国際的評価につながる社会貢献を広報する手段として活用していただき、更なる地下水保全の促進及び環境保全に対する評価を高めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この顕彰は、公益財団法人くまもと地下水財団（以下「財団」という。）が主体となり実施する。

(対象者)

第3条 熊本地域の地下水保全活動、広報・啓発活動に積極的に取り組む企業・団体（以下「応募団体」という。）を対象として実施する。

(応募方法)

第4条 応募は、地下水保全活動申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて財団へ提出する。

- (1) 取水している企業・団体は地下水保全活動報告書（様式2）
- (2) 取水していない企業・団体は地下水保全活動報告書（様式3）
- (3) 会社概要等、申請予定者の事業内容が分かる資料
- (4) 地下水保全活動状況がわかる写真、資料
- (5) 前4号に掲げるもののほか、財団が必要と認める書類

(地下水保全顕彰委員会)

第5条 応募のあった企業・団体の適正かつ公正な認定及び選考を行うため、地下水保全顕彰委員会（以下「顕彰委員会」という。）を設置し、応募団体の地下水保全活動を審査し、審査結果を財団の理事会に報告する。

- 2 顕彰委員会委員は、4名以上で構成し、1名を委員長と定める。
- 3 顕彰委員会は、財団事務局長が招集し、委員長が主宰する。
- 4 顕彰委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 顕彰委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 6 顕彰委員の謝礼は、熊本市に準ずる。

(審査の基準)

第6条 審査は、次の事項を評価対象として行うものとする。提出された地下水保全活動報告書を基に、地下水保全活動を点数化し、顕彰委員会において審査を実施する。

- (1) 地下水保全活動
- (2) 啓発、広報活動
- (3) 節水活動
- (4) その他（自主的活動）

(認定の種類と方法)

第7条 認定は、次に掲げる3段階とし、認定された企業・団体に対しては認定書を授与する。なお、地下水保全活動の継続等により上位ランクへの認定が可能となった場合は再度応募し認定を受けるものとする。

- (1) ブロンズ
- (2) シルバー
- (3) ゴールド

(顕彰の方法)

第8条 3年に1度ゴールドに認定された企業・団体から最優秀グランプリを選定する。最優秀グランプリに選定された企業・団体に対しては、賞状と盾を贈呈することにより顕彰する。

(認定・顕彰の公表・広報)

第9条 認定・顕彰された企業・団体については、財団で発行する会報誌やホームページに掲載し公表するとともに、その地下水保全活動を積極的に広報する。

(認定等の取消)

第10条 ゴールドに認定された企業・団体は、最優秀グランプリ選定のため、認定後も活動継続を確認できる書類を次年度の7月末までに提出することとする。提出がない場合は認定の取消を行う場合もある。

附 則

この要綱は、平成25年7月10日から施行する。